

# 宮城県公報

発 行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 告 示

### 目 次

### ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同企画社会推進課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	( )	四
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	( )	四
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)	(農林水産経営支援課)	四
○土地改良区役員の退任の届出	(北部地方振興事務所)	五
○土地改良区の定款変更の認可	( )	五
選挙管理委員会	( )	五
○政治団体の届出	( )	五
○政治団体の届出事項の異動届	( )	五
○政治団体の解散届	( )	六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)	( )	六
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)	( )	七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)	( )	九
○資金管理団体の届出	( )	一〇
○資金管理団体の届出事項の異動届	( )	一〇
○資金管理団体の指定取消しの届出	( )	一〇
○証票の無効	( )	一〇
正 誤	( )	一
○宮城県公報第二二六〇号中	( )	一

## 告 示

○宮城県告示第五百四十七号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。  
 平成二十三年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 World Open Heart

一 代表者の氏名

阿部 恭子

二 主たる事務所の所在地

仙台市青葉区大町二丁目三番十二号大町マンション九〇二号室

三 定款に記載された目的

人種、性別、性的指向、社会的身分など、自らの意志では選択できない、生まれながらに背負わされている属性ゆえに社会的差別に苦しむ人々が存在する。この法人は、社会において、あらゆるすべての人が個人として尊重され、属性にとらわれることなく自らの意志でその生き方を選択できるような社会を構築することを目指し、組織する。長い間社会的差別に晒されながらも、社会的問題として扱われることになかった人権問題を可視化し、社会に問題提起するとともに、当事者に必要な支援を行うことを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年六月三十日

○宮城県告示第五百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十三年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称		事業所の所在地		申請者の名称		申請者の所在地		指定年月日	
二 居宅療養管理指導									
事業所の名称		事業所の所在地		申請者の名称		申請者の所在地		指定年月日	
星陵ケアセンター		大崎市古川南町三丁目一番十号		有限会社星陵介護サービス		大崎市古川南町三丁目一番十号		平成二十三年七月二日	
三 通所介護									
事業所の名称		事業所の所在地		申請者の名称		申請者の所在地		指定年月日	
大手町歯科クリニック		岩沼市大手町三・十五		齋藤 嘉彦		仙台市青葉区米ヶ袋一・四・二十三		平成二十三年六月一日	
四 短期入所生活介護									
事業所の名称		事業所の所在地		申請者の名称		申請者の所在地		指定年月日	
生活リハビリクラブきらら		宮城県利府町青山二丁目二十三・二		特定非営利活動法人生活リハビリクラブきらら		宮城県利府町青山二丁目二十三・二		平成二十三年三月一日	
五 特定施設入所者生活介護									
事業所の名称		事業所の所在地		申請者の名称		申請者の所在地		指定年月日	
特別養護老人ホームみやざき		加美郡加美町宮崎字屋敷七番二十九番		社会福祉法人みやぎ会		青森県八戸市大字河原木字八太郎山十番地八十一		平成二十三年四月一日	
特別養護老人ホーム風の路		登米市石越町南郷字新石沢前四十七番地六		社会福祉法人登米市社会福祉協議会		登米市迫町北方字大洞四十五番地三		平成二十三年六月八日	
特別養護老人ホーム風の路		登米市石越町南郷字新石沢前四十七番地六		社会福祉法人登米市社会福祉協議会		登米市迫町北方字大洞四十五番地三		平成二十三年六月八日	
六 居宅介護支援事業									
事業所の名称		事業所の所在地		申請者の名称		申請者の所在地		指定年月日	
養護老人ホーム偕楽園		黒川郡大和町小野字前沢三十一・一		社会福祉法人宮城県社会福祉協議会		仙台市青葉区上杉二丁目二・三		平成二十三年四月一日	

七 地域密着型老人福祉施設		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
	セントケアアけせんぬま		気仙沼市田中前四丁目四番地八	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成二十三年七月一日
	みさと居宅介護支援事業所		遠田郡美里町牛飼字清水江十三番地	有限会社リッソワ	栗原市栗駒岩ヶ崎桐木沢六十六番地	平成二十三年四月一日

八 介護老人福祉施設		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
	特別養護老人ホーム風の路		登米市石越町南郷字新石沢前四十七番地六	社会福祉法人登米市社会福祉協議会	登米市迫町北方字大洞四十五番地三	平成二十三年六月八日
	特別養護老人ホーム風の路		登米市石越町南郷字新石沢前四十七番地六	社会福祉法人登米市社会福祉協議会	登米市迫町北方字大洞四十五番地三	平成二十三年六月八日

九 介護予防訪問介護		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
	特別養護老人ホームみやざき		加美郡加美町宮崎字屋敷七番二十九番	社会福祉法人みやざき会	青森県八戸市大字河原木字八太郎山十番地八十一	平成二十三年四月一日

十 介護予防通所介護		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
	星陵ケアセンター		大崎市古川南町三丁目一番十号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十三年七月二日

十一 介護予防短期入所生活介護		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
	生活リハビリクラブきらら		宮城県利府町青山二丁目二十三・二	特定非営利活動法人生活リハビリクラブきらら	宮城県利府町青山二丁目二十三・二	平成二十三年三月一日

特別養護老人ホームみやざき		事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
	加美郡加美町宮崎字屋敷七番二十九番			社会福祉法人みやざき会	青森県八戸市大字河原木字八太郎山十番地八十一	平成二十三年四月二日

○宮城県告示第五百四十九号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。  
平成二十三年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	ニチイケアセンター	事業所の名称	事業所の所在地	株式会社ニチイ学館	開設者の所在地	変更年月日
	旧	石巻市大門町二丁目四・十七	石巻市立町一・四・十五石巻ビルディング六階			

○宮城県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。  
平成二十三年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
宮城県和風園	黒川郡大和町小野字前沢一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	短期入所生活介護、居宅介護支援事業	平成二十三年三月三十一日
特定施設入居者生活介護事業所宮城県偕楽園	黒川郡大和町小野字前沢三十一・一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成二十三年三月三十一日

○宮城県告示第五百五十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。  
平成二十三年七月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市本吉町及び南三陸町区域漁業	総トン数十トン以上の漁船に未だ網を使用してさ	平成二十三年七月十四日	気仙沼市本吉町小金沢八十四番地千葉隆	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第六条	六人

協同組合 の唐桑支 所、気仙 沼地区支 所、大谷 本支所、 歌津支所 及び志津 川支所の 地区)	んまをとるこ とを目的とす る漁業	及川 強	業に規定する漁
---	-------------------------	------	---------

○宮城県告示第五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の後任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年七月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐 幸

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年七月九日	鈴木 一 清	大崎市古川洲尻字大見二十六番地	監 事

○宮城県告示第五百五十三号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年七月十一日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年七月二十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉田 祐 幸

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があつた。

平成二十三年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

#### (一) 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

みんなの党宮城県議会第3支部	堀内 周光	堀内 章	仙台市宮城野区新田四・九・一八	平成二十三年六月三十日
----------------	-------	------	-----------------	-------------

(2) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

小湊毅後援会	小湊 毅	小湊 清喜	角田市笠島字竹ノ内六・一	平成二十三年六月十六日
--------	------	-------	--------------	-------------

内藤隆司後援会	近江 寿	近江 寿	大崎市古川駅東二・四・一〇	平成二十三年六月二十九日
---------	------	------	---------------	--------------

日本共産党高橋まさる後援会	佐藤 年夫	佐藤 年夫	柴田郡村田町大字村田字東田三三・一	平成二十三年六月六日
---------------	-------	-------	-------------------	------------

○宮選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があつた。

平成二十三年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

#### (二) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 届出年月日

公明党石巻総支部	主たる事務所の所在地	石巻市新成一・二一	平成二十三年六月二十四日
----------	------------	-----------	--------------

みんなの党宮城県第2区支部	会計責任者の氏名	野口加代呼	平成二十三年六月二十三日
---------------	----------	-------	--------------

みんなの党仙台市議会第3支部	主たる事務所の所在地	仙台市泉区東黒松一	平成二十三年六月二十一日
----------------	------------	-----------	--------------

日本共産党宮城県東部地区委員会	代表者の氏名	三浦 一敏	平成二十三年六月二十三日
-----------------	--------	-------	--------------

	会計責任者	渡邊 昌明	平成二十三年六月二十三日
--	-------	-------	--------------

小野寺則夫

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
安藤よしお後援会	会計責任者 の氏名	安藤 昭三	小室 春雄	平成二十三年 六月二日
伊藤康志後援会	会計責任者 の氏名	中鉢 清利	鹿野志津子	平成二十三年 六月二十八日
小野ゆきこ後援会	主たる事務 の所在地	仙台市若林区上飯田 二・九・二	仙台市若林区沖野六 ・五・一六	平成二十三年 六月六日
加賀たけしとポブラの 会	代表者 の氏名	小松代富雄	鈴木 幸雄	平成二十三年 六月二十一日
菅野哲雄後援会	国会議員関 係政治団体 の区分	国会議員関係政治団 体以外の政治団体	法第十九条の七第一 項第一号に係る国会 議員関係政治団体か つ法第十九条の七第 一項第二号に係る国 会議員関係政治団体 参議院議員	平成二十三年 六月二十八日
甲田りょうじ後援会	政治団体 の名称	甲田りょうじ後援会	甲田涼司後援会	平成二十三年 六月二十一日
さゆりとハートフルの 会	主たる事務 の所在地	仙台市青葉区東黒松一 三・一〇	仙台市泉区八乙女中 央五・一七・一	平成二十三年 六月三十日
しぶや秀夫後援会	代表者 の氏名	蓬田 豊治	遠藤 政志	平成二十三年 六月二十四日
政治結社士魂塾	主たる事務 の所在地	東松島市牛網字上江 戸原九・二	東松島市牛網字上江 戸原九・一	平成二十三年 六月二十一日
政治結社尊皇至誠會	主たる事務 の所在地	多賀城市浮島二・二 八・四一	仙台市宮城野区小鶴 一丁目二・一〇	平成二十三年 六月六日
高橋義雄後援会	主たる事務 の所在地	栗原市若柳有賀字峯 一〇四	栗原市若柳有賀字田 畑前六六	平成二十三年 六月二十一日
宝の都（くに）おおさ きを創る市民の会	主たる事務 の所在地	大崎市古川保柳字古 内一九・一	大崎市古川七日町四 ・四〇	平成二十三年 六月二十八日
21紀会	会計責任者 の氏名	武山 昭一	阿部 良男	平成二十三年 六月二十八日
日本共産党高見のり子	主たる事務	仙台市宮城野区原町	仙台市宮城野区新田	平成二十三年

後援会

代表者 の氏名	所の所在地	代表者 の氏名	所の所在地	解散年月日
竹下 史朗	五・五・二七	小原 政昭	二・一・一	六月二十一日
宮城県商工政治連盟本 吉唐桑支部	主たる事務 の所在地	気仙沼市本吉町津谷 館岡一〇	本吉郡本吉町津谷松 岡四七	平成二十三年 六月三十日
宮城県林業政治連盟	会計責任者 の氏名	鈴木 登	木村 敏男	平成二十三年 六月二十四日
山田龍太郎後援会	代表者 の氏名	佐藤 宏郎	松浦 斉	平成二十三年 六月三十日
渡辺元道後援会	代表者 の氏名	小川 隆秀	小原 充	平成二十三年 六月二十日

○宮選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治  
団体が解散した旨届出があった。  
平成二十三年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民新党憲友会宮城県支部	佐藤 一郎	平成二十三年六月二十二日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿部敏後援会	氏家 鴻堂	平成二十三年六月十九日
伊藤ひろみ後援会	伊藤 弘美	平成二十三年六月二十七日
伊藤ひろみを支援する会	伊藤 弘美	平成二十三年六月二十七日
岩淵まさのり後援会	佐藤 周蔵	平成二十一年四月十三日
遠藤悟連合後援会	中鉢 秀逸	平成二十二年六月十八日
大崎市の未来を語る会	水室 勝好	平成二十二年五月一日
佐久間のお後援会	芳賀 公弥	平成二十一年四月二十一日
高橋喜一後援会	横橋 利男	平成二十三年六月二十五日
氷室勝好後援会	渡辺 公男	平成二十二年五月一日
森茂喜後援会	寺島 敏明	平成二十一年三月二十日

○宮選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年七月二十六日

国民新党憲友会宮城県支部

収 入 総 額

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

大崎市の未来を語る会

資金管理団体の届出をした者の氏名 氷室 勝好

資金管理団体の届出に係る公職の種類 大崎市議会議員

報告年月日 23. 6. 23 (22. 5. 1 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

岩瀬まさのり後援会

報告年月日 23. 6. 9 (21. 4. 13解散)

1 収入総額 987

前年繰越額 987

2 支出総額 987

3 支出の内訳

経常経費 987

事務所費 987

遠藤悟連合後援会

報告年月日 23. 6. 28 (23. 6. 18解散)

1 収入総額 21,280

前年繰越額 21,280

2 支出総額 0

佐久間のりお後援会

報告年月日 23. 6. 13 (21. 4. 21解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

高橋豊一後援会

報告年月日 23. 6. 27 (23. 6. 25解散)

1 収入総額 1,084

前年繰越額 1,084

2 支出総額 0

氷室勝好後援会

報告年月日 23. 6. 27 (22. 5. 1 解散)

1 収入総額 1,450

前年繰越額 1,450

2 支出総額 0

森茂豊後援会

報告年月日 23. 6. 30 (21. 3. 20解散)

1 収入総額 3,653

前年繰越額 3,653

2 支出総額 0

○国民新党支部長選挙

国民新党憲友会宮城県支部

報告年月日 23. 2. 24 (23. 6. 22解散)

1 収入総額 742,345

前年繰越額 742,052

2 支出総額 293

本年収入額 293

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

国民新党憲友会宮城県支部

報告年月日 23. 2. 24 (23. 6. 22解散)

1 収入総額 742,345

前年繰越額 742,052

2 支出総額 293

本年収入額 293

3 本年収入の内訳	293	5 寄附の内訳	50,750
その他の収入	293	(政治団体分)	50,750
一件十万円未満のもの	293	民主党本部	5,000,000
(資金管理団体)		陸山会	5,000,000
伊藤ひろみを支援する会		大崎市の未来を語る会	
資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 弘実		資金管理団体の届出をした者の氏名 氷室 勝好	
資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員		資金管理団体の届出に係る公職の種類 大崎市議会議員	
国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号		報告年月日 23. 6. 23 (22. 5. 1 解散)	
公職の候補者の氏名 伊藤 弘実		1 収入総額	0
公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員		2 支出総額	0
公職の候補者の氏名 伊藤 弘実		(その他の政治団体)	
公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員		阿部敏後援会	
報告年月日 23. 2. 17 (23. 6. 27 解散)		報告年月日 23. 2. 15 (23. 6. 19 解散)	
1 収入総額	10,000,000	1 収入総額	50,750
本年収入額	10,000,000	前年繰越額	50,750
2 支出総額	9,825,940	2 支出総額	0
3 本年収入の内訳		伊藤ひろみ後援会	
寄附	10,000,000	国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号	
政治団体分	10,000,000	公職の候補者の氏名 伊藤 弘実	
4 支出の内訳		公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員	
經常経費	1,149,765	報告年月日 23. 6. 30 (23. 6. 27 解散)	
人件費	670,404	1 収入総額	0
光熱水費	68,177	2 支出総額	0
備品・消耗品費	117,473	遺贈悟連台後援会	
事務所費	293,711	報告年月日 23. 6. 28 (23. 6. 18 解散)	
政治活動費	8,676,175	1 収入総額	21,280
組織活動費	241,610	前年繰越額	21,280
機関紙誌の発行その他の事業費	1,031,100	2 支出総額	21,280
宣伝事業費	1,031,100	3 支出の内訳	
調査研究費	3,465	經常経費	21,280
寄附・交付金	7,400,000	事務所費	21,280



報 告 書

<p>高橋善一後援会 報告年月日 23. 6. 27 (23. 6. 25解散)</p> <p>1 収入総額 1,084 前年繰越額 1,084</p> <p>2 支出総額 0 水室勝好後援会</p> <p>報告年月日 23. 6. 27 (22. 5. 1解散)</p> <p>1 収入総額 1,450 前年繰越額 1,450</p> <p>2 支出総額 1,450</p> <p>3 支出の内訳 政治活動費 1,450 組織活動費 1,450</p> <p>○阿部敏後援会(第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から出た経費を正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十一条第一項の規定により、その報告次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年七月二十六日</p> <p>阿部敏後援会 代表者 伊藤 弘実</p> <p>(政党の支部) 国民新党憲友会宮城県支部 報告年月日 23. 6. 22 (23. 6. 22解散)</p> <p>1 収入総額 742,473 前年繰越額 742,345 本年収入額 128</p> <p>2 支出総額 742,473 本年収入の内訳 その他の収入 128 一件十万円未満のもの 128</p>	<p>4 支出の内訳 政治活動費 742,473 寄附・交付金 742,473 (資金管理団体) 伊藤ひろみを支援する会 資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 弘実 資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号 公職の候補者の氏名 伊藤 弘実 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 公職の候補者の氏名 伊藤 弘実 公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員 報告年月日 23. 6. 30 (23. 6. 27解散)</p> <p>1 収入総額 174,060 前年繰越額 174,060</p> <p>2 支出総額 174,060</p> <p>3 支出の内訳 経常経費 174,060 人件費 174,060</p> <p>(その他の政治団体) 阿部敏後援会 報告年月日 23. 6. 20 (23. 6. 19解散)</p> <p>1 収入総額 50,750 前年繰越額 50,750</p> <p>2 支出総額 50,750</p> <p>3 支出の内訳 政治活動費 50,750 組織活動費 50,750</p> <p>伊藤ひろみ後援会 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 伊藤 弘実</p>
---	---

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員  
報告年月日 23. 6. 30 (23. 6. 27解散)

- 1 収入総額 0
  - 2 支出総額 0
- 高橋晋一後援会  
報告年月日 23. 6. 27 (23. 6. 25解散)

- 1 収入総額 3,300
- 前年繰越額 1,084
- 本年収入額 2,216
- 2 支出総額 3,300

- 3 本年収入の内訳 (11人) 2,216
- 個人の党費・会費
- 4 支出の内訳

- 政治活動費 3,300
- 組織活動費 3,300

○宮選管告示第七十九号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第一項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。  
平成二十三年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

資金管理団体の届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 届出年月日

作並ゆきの 宮城県議会議員 作並ゆきの後援会 黒川郡大衡村大瓜字下南沢一三〇 作並ゆきの 平成二十三年六月二十日

○宮選管告示第八十号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
平成二十三年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

資金管理団体の届出事項の異動をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧

甲田 涼司 仙台市議会議員 甲田りょうじ後援会 政治団体の名称 甲田りょうじ後援会 甲田涼司後援会  
主たる事務所の所在地 仙台市泉区東黒松 一三・一〇 仙台市泉区八乙女中央五・一七・一

○宮選管告示第八十一号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。  
平成二十三年七月二十六日

(一) 法第十九条第三項第一号による届出  
宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 届出年月日

菅野 哲雄 参議院議員 菅野哲雄後援会 気仙沼市幸町四・六・三五 菅野 哲雄 平成二十三年六月二十八日

(二) 法第十九条第三項第二号による届出  
届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 資金管理団体でなくなった旨の届出年月日

伊藤 弘実 参議院議員 伊藤ひろみを支援する会 仙台市太白区中田 五・一六・八 伊藤 弘実 平成二十三年六月三十日  
氷室 勝好 大崎市議会議員 大崎市の未来を語る会 大崎市松山長尾字大天場西九九 氷室 勝好 平成二十三年六月二十三日

○宮選管告示第八十二号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十三年七月十四日以降無効とする。  
平成二十三年七月二十六日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 佐藤健一

記

正 誤

証票番号	証票番号
㊦ 第三号の〇八〇	㊦ 第三号の〇八二

○宮城県公報第二二六〇号(平成二十三年五月三十一日付け)中

ページ  
上 段  
二七 行

正

誤

栗原市(次の図に示す部分に限る。)(花山字本沢沼山六一の一)次の図に示す部分に限る。)(六一の二、六一の三、六一の四・六一の五)以上二筆について次の図に示す部分に限る。)(六一の七から六一の一〇まで、六一の一四、六一の一六、六一の一八、六一の一九、六三の一)(次の図に示す部分に限る。)(六三の三八、六三の三九、六三の四〇)(次の図に示す部分に限る。)(六三の四二から六三の四四まで、六三の五二、字草木沢角間一〇の一)(次の図に示す部分に限る。)(一〇の九から一〇の一まで、一〇の一四)(次の図に示す部分に限る。)(一〇の一五、一〇の一八、一〇の三〇、一五三、二五四

栗原市(次の図に示す部分に限る。)